

令和2年度体験プログラム利用促進助成事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美満喫ツアー実行委員会（以下、「委員会」という。）が、奄美大島の地域資源を活用した体験プログラムの利用者（観光客等）へ助成金を交付するにあたり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、奄美大島の自然・伝統・文化など地域固有の資源を活用した体験プログラムの利用者（観光客等）へ助成することにより、様々な体験プログラムを通して、新たな奄美大島の魅力・観光需要を発掘することを目的とする。

(助成要件)

第3条 以下の要件の全てに該当すること。

- (1) 体験プログラム利用者が奄美群島外在住者であること。
- (2) 委員会に登録した「あまみ満喫体験プログラム」又は（一社）奄美群島観光物産協会主催の「あまみシマ博覧会」の有料の体験プログラムを2つ以上体験すること。
※対象外のメニュー有。
- (3) 一人あたりの体験プログラムの利用金額が合計で5,000円以上であること。
- (4) 「体験プログラム利用者」の延べ人泊数が合計6人泊以上あること（鹿児島県に旅館業の登録をしている奄美大島内の民間宿泊施設に宿泊すること）。
- (5) 同一事業者のみで全ての「体験プログラム」と「宿泊」を済ませないこと。
- (6) 体験プログラムを利用している写真を委員会へ提供し、奄美大島の観光WEBサイト「のんびり奄美」で掲載・公開することを承諾すること。
※写真の提供方法（どちらか一つを選択）
①インスタグラムにおいて「#奄美大島で体験」で投稿する。
②メールで photo01@amami-tourism.org に送付する。
- (7) 奄美満喫ツアー助成事業が助成する団体旅行等での来島者でないこと。
- (8) 他団体が実施する奄美における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成事業を受けていないこと。ただし、GoToトラベル事業との併用は可能とする。

(募集期間、助成対象期間および申請期限)

第4条 次表のとおりとする。

助成対象期間	申請期限
令和2年11月1日～ 令和3年3月10日	令和3年3月17日

(助成額及び助成限度額)

第5条 助成額は体験プログラム利用者の延べ人泊数に応じて次表により算定する。

ただし1万5千円を助成限度額とする。

延べ人泊数	助成額
6人泊	1万円
7人泊以上	1万円 + (延べ人泊数 - 6) × 500円

【事務取扱手順】

1 申請

申請者は助成申請書（様式1）及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。

提出書類

- (1) 助成申請書（様式1）
- (2) 同意書（様式2）
- (3) 体験プログラムの領収書
- (4) 延べ宿泊者数証明書（様式3）
- (5) 請求書（様式4）

2 助成金の確定及び支払い

委員会は申請内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知及び助成金の支払いを行う。

3 その他助成の条件及び特記事項

- (1) 助成金の支払いは、事務取扱手順の「1 申請」の内容審査後の精算払いとする。
- (2) 申請者が虚偽の報告を行った場合には、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。また、委員会が行う他の事業に関して、今後の助成を見合わせることもある。
- (3) 申請者は、前項の規定により助成金返還の請求を受けたときは、委員会が指定する期日までに、当該助成金を委員会に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた申請者が負担することとする。
- (4) 委員会は必要に応じて、申請者に対して報告（宿泊者の名簿提出等）を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、申請者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。
- (5) 当事業の実施にあたり、申請者と第三者との間に発生した問題について、委員会は一切関与しない。
- (6) 委員会は、旅行者及び島民の安全を確保するため、島内における新型コロナウイルス感染者の発生や国又は都道府県独自の緊急事態宣言が適用されるなどの事態が生じた場合、当事業の実施を一時的に停止することがある。
- (7) この要綱に定めのない事項については、委員会が別に定めるものとする。

※当事業は、奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町の負担金により実施しており、各市町村への宿泊に応じて、予算の範囲内において助成する。

したがって、各市町村の予算が限度額に達する場合には、募集期間であっても申請受付を終了することがある。また、助成決定後においても助成金が満額支給されないことがある。